

結婚して新生活を始めるための費用を助成します

町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの一部を助成します。

●支給対象者

平成31年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件を全て満たす世帯

- 1 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得の合計が340万円未満
※貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除します。
※夫婦の双方または一方が申請時において無職の場合、離職した方については所得無しとして算出します。
- 2 補助金の交付申請時に夫婦ともに年齢が34歳以下
- 3 対象となる住居の住所へ夫婦のいずれもが転入届または転居届を提出し、受理されている方
- 4 夫婦のいずれもが町税などを滞納していない方
- 5 補助金の交付から3年以上、長瀬町に居住する意思がある方
- 6 夫婦のいずれもが長瀬町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
- 7 他の公的補助による家賃補助を受けていない方

●対象経費

平成31年4月1日以降に結婚を機に生じた費用

- ・新たに長瀬町内に住宅を取得した際の費用
- ・新たに長瀬町内の住宅物件を賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料

※夫婦が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、手当分を除きます。

- ・婚姻に伴う引越しに要した経費（引越業者または運送業者への支払い）

●補助金額

1世帯あたり30万円（上限）

※ただし、対象経費（住居費と引越費用を合わせた額）が30万円に満たない場合は、対象経費の総額となります。（千円未満切り捨て）

●交付申請について

補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。

申請手続き等詳しくは、健康福祉課福祉担当で受け付けています。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線128

単独浄化槽・汲み取り式トイレから 合併処理浄化槽へ切換工事実施のお願い

平成25年度より公共下水道計画区域外の皆様に対し、浄化槽市町村整備型事業を実施しております。

単独浄化槽や汲み取り式トイレでは、台所・お風呂・洗濯等の雑排水をそのまま屋外へ放流してしまいます。

公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び地域公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽への切換をお願いします。

○なお、当事業へのお問合せや工事の依頼については、組合又は下記指定工事店へお問い合わせください。

▶ 皆野・長瀬下水道組合 浄化槽市町村整備型事業指定工事店一覧 ◀

工 事 店 名	電話番号	工 事 店 名	電話番号
シンテック(株)	66・0457	(株)岡田工務店	62・3236
(有)浅見管工	65・0536	(有)長瀬土木	66・2487
(株)一志工業	66・3043	(有)秩北給排水サービス	66・2211
(株)中村工務店	62・0458	樋口水道設備	66・2035
(有)新井水道設備	62・4525	(有)伊藤衛生社	62・0528
金室住宅設備工事店	62・5395	(有)黒澤水道設備（皆野支店）	63・2131
黒沢窯業(有)	62・0152	添田設備	66・2842
(有)高橋工務店	66・1118		

問合せ 皆野・長瀬下水道組合 浄化槽担当 ☎66・0747

詳細はHPをご覧ください。 URL <http://www.minanaga.or.jp/>